## 政令第二百二号

## 地方税法施行令等の一部を改正する政令

内 閣 は、 現 下 . (7) 厳 7 経 上 済 状 況 及び 雇 用情勢に対応して 税制 の整備を図るための地方税法等  $\mathcal{O}$ 部を改正

する法律 (平成二十三年法律第八十三号) 0) 施行に伴 V \ 並びに 同法附則、 地方税 法 (昭 和二十五 年 法 律 第

二百二十六号)、 国有資産等所在市町村交付金法 (昭和三十一年法律第八十二号)、 財政法 (昭和二十二年

法律第三十四号) 及 び 国税収納金整理資金に関する法律 (昭和二十九年法律第三十六号) の規定に基づき、

この政令を制定する。

(地方税法施行令の一部改正)

第一条 地方税法施行令 (昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第七号中 「第七条の十五 の十第六号」 を 「第七条の十五 の八第六号」 に改める。

第七 条 の十五 一の六第 項第三号中 「前条第一 号」を「第七条の十五の三第一号」に改め、 同項第四号中

「前条第三号」を「第七条の十五の三第三号」に改める。

第八条の六第一項、 第二項第一号及び第六項中「第四十二条の五第五項」の下に「、第四十二条の五の

二第五項」を加える。

第八条  $\bigcirc$ 九第 一項中 「第六十八条の十第五項」の下に「、第六十八条の十の二第五項」を、 「第六十八

条  $\mathcal{O}$  $\dot{+}$ 匹 第五 項」 0) 下に 第六十八条  $\mathcal{O}$ 十五 第 五. 項」 を加 え、 同 条 第二 一項 第 号 中 「第四 十二条  $\mathcal{O}$ 五. 第

五. 項」 0 下に 第四十二条  $\mathcal{O}$ 五. の 二 第五項」 を、 「第四· 十二条 の十第五項」 0 下に 第 兀 十· 二 条 0 +

四第五 項」 の 下 に 第六十八条の十五第 五 項 を加える。

第五項」

を、

「第六

十八

、条の十二

第五項」の下に

第六十八条の十の二第五項」

を、

「第六十八条

の 十

第八 条  $\mathcal{O}$ 十第 項 中 「第四 十二条  $\mathcal{O}$ 五. 第 五 項」 の 下 に 第 四 十二条の五 の 二 一第五三 項」 を、 「第四十二

条の + 第 五 項」 0 下に 第四十二条の + 第 五. 項」 を加 える。

第八条の十二第二 項中 「第九条 の七第二十項」を 「第九条の 七 第十七項」 に改 らめる。

第八条 の十三第一項、 第八条の十七第一項、 第八条の二十第一 項及び第八条の二十三第一 項 中 「第四十

条の 五 第五 項」 0 下に 第四 十二条  $\bigcirc$ 五. 一の二第三 五 項」 を 加 える。

第 九 条 の <u>-</u> 第 項 ただして 書 中 法 第 五 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 規定に よる更正 文は 決定」 を 「法第 五 十五 条第 項又は

第三 項  $\mathcal{O}$ 規定による更正 (当該道府県民税に ついての処分等 (更正の請求 (法第二十条の九の三第 項  $\mathcal{O}$ 

含む。 条第二項 規定による更正の請求をいう。 第 九 の規定による決定をいう。) 条  $\mathcal{O}$ 五. 第 項第二号に 第九条の五第一項第二号イにおいて同じ。)に対する処分又は法第五十五 お į, て に係る不服申立て又は訴えについ 「更正等」 という。 又は法第五 ての決定若しく 十五条第二項  $\mathcal{O}$ は裁決又は 規定 に よる決定 判決を

に改

め、

同

条

第三

項

中

当

該

の 下

に

道

府県民

|税の|

を加える。

決定 をするのに適することとなった日があるときは、 提 第九条の五第一項中「さかのぼつて」を に 出が当該」 係 る同 条 第三 の下に 項 0 道 規定によ 府県民 る更正 税 <u>の</u> によ を加え、 「遡つて」 り還付する場合に その とし、 日。 に改め、 法第五· 第二号ロにおいて「充当日」という。 お 「充当をする日」の下に「 十五 71 7 は、 条第二項 当 該 期  $\mathcal{O}$ 規定に 限  $\mathcal{O}$ 꿒 日 よる決定又は当該 から当該 (同日前に充当 決定が を、

ただし、 次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、 当該期間に算入しない。

あ

つた日まで

 $\mathcal{O}$ 

期間を除くもの」

を削り、

同項ただし書を次のように改める。

法第五 場合に 法 第五 お 十三条第一 け + る還 五条第二項 付付 金 項又は第四 道  $\mathcal{O}$ 規定 府 県 項の 民 に 税 よる決定によ 規定による申告書の提出  $\mathcal{O}$ 中 間 納 付 つて道 額 に係 る事 府県 民 業 期限 年 税 度  $\mathcal{O}$ 分又 中 (その提出期限後にその中間 間 は 納 連 付 結 額 事 が 湿付 業年 度分の されることとなった 道 府 納 県 付 民 税 額 が  $\mathcal{O}$ 

納付された場合には、 その納付の日) の翌日から法第五十五条第二項の規定による決定の日までの日

更正等によつて道府 県民税  $\mathcal{O}$ 中 間 納 付 額 が還付されることとなつた場合に における 還付 金 道 足府県民

税  $\mathcal{O}$ 中 間 納 付 |類に係る る事 業年度分又は 連 結事 ·業年: - 度分 の道 府県民 税  $\mathcal{O}$ 法第 五 十三条 第一 項 又は 第 兀 項

 $\mathcal{O}$ 日 0 翌 日 から次に掲げる日 のうち ١, ずれか 早 い 日 までの 日 数

 $\mathcal{O}$ 

規

定による申

告書の

提出期限

(その提出期限

後に

そ

の中間納付

額

が

納付された場合には、

その納付

れぞれ次に定める日)

イ

当

該

更

正

等

 $\mathcal{O}$ 

日

0

꽢

日以

後

月を経り

過す

る

日

(当該

更正

等が次に掲げるものである場合に

は、

そ

(1) 更正 の請求に基づく更正 (当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若

しくは裁決又は 判決を含む。 (1)にお いて同じ。) 当該請求 0 日 の 翌 日 以後三月を経 過する日と

当該 請 求 に 基づく 更正  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 翌. 日 以 後 月を経 過する日との V ) ず れ か 早 1 H

(2)法第 五. 十 五 一条第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定による決定に係 る 同 条第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る 更正 (当該 決定に 、係る不

服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、 更正 の請求に基づく更正 一及び中

間 納 付額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果が

その行 為の 無効であることに起因して失われたこと若しくは当該事実のうちに含まれ てい た取 り

消 しうべき行 為が 取 り消されたこと又は第六条の +五. 第二 項 各号に掲げ る理 由 に基づき行 わ れ た

更正を除く。) 当該決定の日

口 その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

第九条 の五第二項中 前 項 を 「第一項」に、 中 間納: 付 額」 を 道 府県民税の中間納付 額 に、 又

は を 「 及 び 」 に改 め、 同 項 を同 条第三項とし、 同 条第 項 0 次に 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 える。

2 道 府 県知 事 は、 第 九条 の 二 の 規定により 道 府 県 民 税  $\mathcal{O}$ 中 間 納 付 額  $\mathcal{O}$ 還 付 をす る場合に お 1 . て、 当該

道

府県民 税 の中 間 納 付額 に係る事業年度分又は連結 事 業年度分の道府県民税で未納の ŧ 0 に充当するとき

は、 当該道 府 県民 2税の中間 間納付額に係る還付金のうちその充当する金額につい ては、 前項 の規定による

道 府 県 民 税  $\mathcal{O}$ 中 間 納 付 額 に 係 る環 付付 金 に 加 算すべ き金 並額を付り さない ものとする。

第 九 条  $\mathcal{O}$ 七 第 六項 各号列 記 以 外  $\mathcal{O}$ 部 分中 第十六年 項 及 Ţ 次 条第四 項 第二 一号」を 「以下この 項及び 次条第

兀 項 (第二号」に、 適格 現物出資」 を「又は適格現物出資」 に、 第十六項及び次条第四項第三号」

成 を 物分配をいう。 「及び次条第四項第三号」 を 適 格 合併等」 以下この項、 に改 め、 に改め、 第十六項及び次条第四 分割 法 「又は 人を 7 適格現物分配 う。 項第四号に  $\mathcal{O}$ 下に (同法第二条第十二号の十五に規定する適格現 「以下この おいて同じ。)」 項 及び」 を削り を加 え、 り、 適 現 格 物 組 織 出 資 再 法 編

+ 法 人 人をいう。 項及び第二十五 を 又は 現 以下こ 物 出資 項」 0 ル項、 法 を <u>人</u> 第十六項及び次条第四 「第十一 に改 め、 項、 又 第十八項及び第二十一項」 は 現物分配 |項第四号に 法 人 (同 おいて同じ。 法第二条第十二号の六に に改 め、 同項第二号を削 を削り、 は規定する 第 り、 十三項、 る現 同 物 項 第二 分配

号中 格 i分割! 適 又 は 格 分社型分割 に 改 め、 又 法 は 人税法第二条第十二号の十三に規定する適 適 格 現 物 分配 を削 り、 適 格 分社型分割 格格 分社型 等 を 分 割を 適格 いう。 分割等」 に、 を 適 現

物 出 資法 人又は 現物 分配法 人 を 「又は現物 出 資法 <u>人</u> に改め、 第 + - 六項 か ら第十 八 項まで及び 第二十

八 項 へから 第三十 項までを除 き、 を削 り、 同 号を同 項第二号とし、 同 条第七項第二号中 「第二十二 |項第二

号」 を 第十 九 項 第二号」 に改め、 同 条第 八 項 を削 り、 同 条 第 九 項各号列 記 以 外  $\mathcal{O}$ 部 分 中 同 項 第三号」

を 同 項 第二 号 に、 適 格 分社型分割等」 を 適 格 分割等」 に 改 め、 同 項第 号及 び 第二 号中 適 格 分

社 型分割 等 を 「適格分割等」 に改め、 同項第三号中 「適格 分社型分割等」 を 「適格: 分割等」に、 「第二

所得 物 織 第二十八 項とし、 玉 二十二項第一号におい 同 分社型分割等」 条第十一 十四項第三号」を「第二十項第三号」 同 分割等」 B外所得· · 条第· 再編 出 号イ中 資法 金 + 額 成 項を削 人又 金額 項 同 匹 国 (同 を か 条第十六 項を削 。 ら は現物分配法人 令 外 「適格合併等」 (第二十二項第一号において 第三十 · 第 百 所得 を 第九 り、 り、 「適格分割等」 項 兀 項各号」 金 同条第十二項中 中 7 十二 額 項 同条第 くまでに、 又 「適 国 条 は に改り を 格 の 二 の 外所得金額」 個 十五項中 (次項、 お 分割 别 「 第 に改 め、 玉 1 規定 7 外 八 「同項第三号」を「同項第二号」に、 ,所得: め、 適格 第十八項及び第二十八項から第三十項までにお 項各号」 に改め、 適 「第六項第三号」 0 という。) 同 現 格 適 金 分割前 「個別国外所得金額」という。 物 額 分割等」 用が 項第二号中 に改 出 同項を同条第八項とし、 「資又は を 三年 あ め、 る場合 法 とい 内 又は同令第百五十五条の三十第一 を 適 事 同 人税 「適格分社型分割等」 う。 業年 格 に 項 「第六項第二号」 は、 法 を同 現 \_ -度等」 物 施 条第 分配 行 同 ?令第百 を 条 を削  $\mathcal{O}$ 十項とし、 「適 (以下この 同条第十項を同条第九項とし、 規定を適用し 格分割 匹 り、 「適格分社型分割等」 に改 十二条第三 を に改め、 同 め、 等 項 .項を 「適格 同 か 条第 いて に、 7 5 同 同 第十 号に `計算 . 項 第 · 条第· 項 分割等」 同項を同条第十二 十三 E 「分割法 分割 + 項 八 規定す L 規 項 号中 定す た 中 一項とし、 を 法 に まで及び 金 える個 改 人等」 る国 適 額。 適 適 め、 格 現 第 外 格 格 同 別 組

次条第一 法 二十四項」に改 という。 人 12 五. 項 改 E め、 を「分割法人等」に改め、 お め、 *(* ) 又 て同じ。)」 は 同項を同条第十四項とし、 被現 物 分配 及び 法 人 「分割 (同法第二条第十二号の六の二に規 同項を同条第十三項とし、 前 三年 同条第十八項中「、 内 事 業年度等 又は」 同条第十七項中「第二十九項」を「第 被現物出資法人」 を削 り、 定する被現物 同 項を を 同 条第· 分配 「又は被現 + 法 五. 人を 項とし、 物 、 う。 出 資

成」を に 同 二十一項」を「第十八項」に、 · 条第· に 改 め、 改 め、 + 「適格合併等」に改め、 同 九項を同条第十六項とし、 号を同項第二号とし、 同 項 を同 条第十 九項とし、 同項第二号を削り、 同 同 頂第三号」 項 同条第二十項を同条第十七 同条第二十三項 を同条第十八項とし、 を 同 同項第三号中 を削り 項第二号」に、 り、 同 同 条第二十二項中 項とし、 .条第二十四項各号列 「適格分社型分割等」 「適格分社型分割等」 同条第二十一項中 第二十 記 · 項 \_ を 以 外 「適格 「適格 を を  $\mathcal{O}$ 部 適 「第十 分中 . 分割: 組 格 織 分割 ·七項 等」 再 「 第 編

等」に、 「第二十項」を「第十七項」 に改め、 同項各号中 「適格分社型分割等」 を 「適格分割等」 に 改め

滴 同 項を 合 併 同条第二十項とし、 等 に改め、 分割 同条第二十五 前 年 内 項中 事 業年度等」 同条第二十七項中 「第二十一 を削 項」 り、 を 「第十八項」 前三 項」 を に、 前 適 項」 格 に 組 織 改 め、 再 編 成 同 項 を を

同

条第二十一項とし、

同条第二十六項を削り、

「第二十一項第三号」を「第十八

項第二

号」に、 「第二十一項」を「第十八項」 「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、 に改め、 同項を同条第二十三項とし、 同項を同条第二十二項とし、 同条第二十九項を同条第二十四項と 同条第二十八項中

同条 第三十項中 「第二十一 項」を 「第十八項」に、 「第二十項」を 「第十七 項」 に改 め、 「分割 前

第三十二項中「第二十項」を「第十七項」に改め、 同項を同条第二十七項とする。

年

内

事業

年度等又は」

を削り、

同項を同条第二十五項とし、

同条第三十

項を同条第二十六項とし、

同

条

第九条の八第四項第四号を次のように改める。

兀 適 格 現物 分配 法 人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。 当該適格現物

分配 に · 係 る 現物 分配法人 (同条第十二号の六に 規定する現物分配法人をいう。

第九条の八第五項中 被現物分配法人」 の下に「(法人税法第二条第十二号の六の二に規定する被現

物分配法人をいう。)」を加える。

第九 条  $\mathcal{O}$ 九の二第 項ただし書中 更正 の 下 に (更正  $\mathcal{O}$ 請求 (法第二十条の九の三第 項  $\mathcal{O}$ 規定に

に ょ ついて る 更正 の決定若しくは裁決又は判決を含む。  $\mathcal{O}$ 請 求 をい . う。 第九 条の 九 0 兀 第 項にお 同項において「更正等」という。)」 いて同じ。 に対する処分に係 る不 を加える。 服申立て又は訴え 当該 利子 該 つい 該 更正等 利子 項又は 第九条の九の四第一項本文中「に係る第九条の九の二」を「に係る同条」に改め、 更正 ての 割 額 割 第三項 等の 控除等 額控除 決定若しくは裁決又は判決である場合には、 が 更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は 日 等不 0) 不足額が還付されることとなつた場合には、 の規定による更正によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合には、 翌. 足額 日 以後 に係る申告書)」 月を経過 した日との を削 り、 いがずれ 「その提 その か早い 更正 更正 出 日 一の請求 [期限) 等 0 0 日 0 翌日」 を加え、 日の翌日以後三月を経過した日と 0) 翌日 の 下 に 以後一 同 月を経 条」 ( 更 正 (法第五十五条第 を 過 前 等に Ū た日 条 訴えに ょ に改 つて 当 当

算 事 同 方税法第七十二条の二十三第三項」」の下に「と、 業年 条第三項中 第二十条の二の十一中「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と」の下に -度に連 額) 結 「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別 とあ 欠損 る 金 一額が のは 生じた場合には、 「地方税法第七 十二条の二十三第三 当該連結 同令第百十八条中「掲げる金額から第二号に掲げる金 欠 損 金額のうち当該 項に規定す 内 る個 玉 別 法 欠損 人に 金額」 欠損 帰 がせら 金額 れ · る 金 (当該 を、 額を加 連結 地地

 $\Diamond$ 

る。

額 を控除した金額」 とあるのは「掲げる金額」 と 同条第一号中「同 項」とあるのは 「地方税法第七十二

条の二十三第三項」」を加える。

定により

読

み替

えら

れ

た法

第五十九条第一

項」

と、

法

第

八十一

条の

九第

一項

連

結

欠損金

 $\mathcal{O}$ 

繰

越

 $\mathcal{O}$ 

第二十 条の三 第二 項 中 「法第 五 十九 条第 項」 とあ る  $\mathcal{O}$ は 地 方税法施 行令第二十条の三 一第二 項 ククフ 規

規定 の適 用 があ る連 結欠損 金額のうち当該連結法 人に帰せられ る金額」 とある のは 「同令第二十 · 条 の三第

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定により読み替えら れた法第五十七 条第 項又は第五 十八条第 項  $\bigcirc$ 規 定 0 適 用 が あ る個 別 欠損

金 額 又 は 欠損 金 額」 を (法 第五 + 九条第一 項」 とあ る 0) は  $\neg$ 地 方 税 法 施 行令 第二十条 の 三 一第二項

 $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 読 み替えられ た法第三 五. 十 -九条第 項」 と 法 第 五. + -九条第 項 に 規定す Ź とあ る  $\mathcal{O}$ は

規定により読み替えられた法第五十九条第一項に規定する」と、

第百十六条

同

令第二十条の三第二項の

の三第一 号 とあるのは 同 令第二十条の三第二項  $\mathcal{O}$ 規定により読み替えられ た第百十六条 の三第 号

に、 「法 第 五.  $\overline{+}$ 九 条第二 項 同 項\_ とあ るの は 地地 方 税法 施 行令第二十条 の三第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 にこ ょ り読

4 を替えら れ た法 笛第 五 十 九条第二項 同 項」 と、 「法第五 十 九条第二 項 父び」 とあ るの は 同 令 第 + 条  $\mathcal{O}$ 

一項の 規定により読み替えら れた法第五十九条第二項及び」と、 「法第八十一条の九第 項」 とある

度 ٢, 連 ょ る 損 条 す と 十 額  $\mathcal{O}$ 結法 Ś ŋ あ 八 金 の 三 12 は 金  $\mathcal{O}$ 読 . 算 条 る 額」 額」 所 同  $\mathcal{O}$ 「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一 第 4 第 得 入 項 人に帰せら 規  $\mathcal{O}$ を替えら され 定 は とあ ۲, 0) 第二号中 項 に 項 計 同 号 <u>算</u> 地 る ょ  $\mathcal{O}$ る  $\mathcal{O}$ 1 法 上 規 連 V) れ 方 規  $\mathcal{O}$ ħ 中 第 連 税 法 た 定 は 定 結 法 第 に る金額」 第 結 八 法 欠  $\mathcal{O}$ 「第百· 第八十 + 八十 同 損 百 施 適 ょ 事 行 業 + 令 用 ŋ 金 十 令 条 年 七 が \_\_ 読 第二十 額 第二十 とあ Ė 条 度 条 あ  $\mathcal{O}$ 4  $\mathcal{O}$ D 条 うち 替 条 の 二 九 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ + る 連 *の* 条 第 えら  $\mathcal{O}$ 個 第 -条の三  $\mathcal{O}$ 結  $\mathcal{O}$ 八 当 九 別 一第 第 は  $\equiv$ 項 該 第 欠損 れ 所 号 第 得 た  $\mathcal{O}$ 捙 号 一第二 地 項に 項 金 規 法 結  $\mathcal{O}$ と、 方税法施行令第二十条の三第二項 項 定 第  $\mathcal{O}$ 金 額 法 規定 とあ 項 規 人に 額 又  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五 同 定  $\mathcal{O}$ は 規 適 +  $\mathcal{O}$ する 規 帰 に 計 号 る 欠損 定 用 七 定に、 より Oに 算 口 が 条 せ は 中 あ 個 第 5 上 金 ょ より読 連 る連 額 別 損 ŋ れ 法 地地 読 帰 項 る 結 金 第 事 方 結 4 又 金  $\mathcal{O}$ 属 替 <del>美</del> 税法 欠損 損 は み替えられ 額 額 八 を + え 第 年 に 金 5 とあ 度 算 施 金 額 五. 行 法 れ に算  $\mathcal{O}$ 条 + 額 入 さ 令 た法 八 連 第 る  $\mathcal{O}$ のうち れ 第二十条 た法 入される 条 結 九 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第 十 第 第 項及び第五 る は 所 規定に 当該 第 連 得 九 五 項 結 条 項 地  $\mathcal{O}$ 五. + の 三 + 第 連 個 方 金 欠 七  $\mathcal{O}$ 連 より 結法 九 損 条 別 規 税 額 一第二 条第 結 項 欠 第 十八条第 金 定 法  $\mathcal{O}$ 読 損 額 欠 に 人 に 施 計 損 項 二項 に み替えられ 規 項 金 ょ 算  $\mathcal{O}$ 行 う 帰 額 上  $\mathcal{O}$ 定 n 令 金 又 E ち 規 す せ 事 第  $\mathcal{O}$ は 又 損 当 5 る 項」 繰 定 規 第 は 業 金 該 12 定 れ  $\mathcal{O}$ 越 五. 欠 年

ある 定に 条第二 五. た法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第 項に規・ 十九 のは 上り読み替えられた法第五十七条第一項及び第五十八条第一項」と、 条 項 定す 第二 に規定する」 同 一一一十条の三第二項 項に規定する」 る個 別 帰 とあ 属 損 る 金額に算入され と、  $\mathcal{O}$ は 法 地  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 第 方税 八十 でる個別が に 法 より 施 条、 行 、読み替えられ 欠損. 令  $\mathcal{O}$ 九 第二十条 金額 第一 項」 又は欠損 の三第二項 とあ た法第五十九条第二項 るの 金額」 は  $\mathcal{O}$ 規 と 同 「法第五十九条第二項及び」と 定 に 同 令第二十 頂第二号中 より 及び」」 読 -条の三 み替 えら 法 一第二 に 第 改 ħ いめる。 項 た法 五. 十九  $\mathcal{O}$ 規 第

 $\mathcal{O}$ 五. +  $\mathcal{O}$ + 第 + 八 第二十 应 条 五. 項」 第 第五  $\mathcal{O}$ 五. + 兀 の 下 に \_ 条 項 項 <u>.</u> 四 第  $\mathcal{O}$ 六 を、 0 五. 下 第 項」  $\vec{\phantom{a}}$ に 「第六十八条 第四十二条の五の二第五項」を、 項中  $\mathcal{O}$  $\overline{\ }$ 下 第六 に 「第六十八 十八条 (T) 第六 十第一 十八八 条  $\mathcal{O}$ + 五.  $\mathcal{O}$ 条 + 項 五. · 第 第  $\bigcirc$ の 下 に + 五. 五 項」 項」 五 一第五 0) を  $\overline{\phantom{a}}$ 加加 下に 項」 「第四十二条の十第五項」の下に 第六十八条の え る。 を加え、 第六十八条 同 十の二第五項」 条第二項  $\bigcirc$ + 第 か 二 号中 第五 を、 項」 第 を、 第六十八条 第四十二条 兀 干二 条の

十二条の十第五 第二十 兀 条  $\mathcal{O}$ 項」 七 第 の 下 に 項中 一、 「 第 第四十二条の十一 兀 干二 条  $\mathcal{O}$ 五. 第 五. 第五 項」 項  $\mathcal{O}$ 下 を加える。 に 第四十二条の五 の二第五項」 を、 「第四

をするのに適することとなった日があるときは、 第二十八条第一項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、 その日。 次条第五項第二号ロにおいて 「充当をする日」の下に「(同日前に充当 「充当日」 という

を

加

える。

め び る決定をいう。 法第七十二条の三十九第二項、 十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。 第 第二十 同条第三項中 五項第二号イに 九条第二項中 に 「第二十八条」を「前条」に改め、 · 係 お いて る不服 「減額する更正」の下に 「更正等」という。 申立て又は 第七十二条の四十一 訴 えに つ *\*\ (当該事業税 を加え、 て 第二項又は第七十二条の四十一の二第二項 第五項第二号イにおいて同じ。)に対する処分又は  $\mathcal{O}$ 同条第四 決定若しくは裁決 「その更正 |項中 額につい 「第二十八条まで」を「前条まで」に 後 ての処分等  $\mathcal{O}$ 又は を 判 決を含む。 「そ (更正 0) 更正 の請求 |等後の」 以下この 0 規定 (法第二 に 項及 によ 改

 $\mathcal{O}$ ょ  $\mathcal{O}$ 期間を除く。 る申 規 「申告 定 告 に よる請 書 書  $\overline{\mathcal{O}}$ とあるのは」 提 \_ 出 求 期 書 とあるのは 限  $\mathcal{O}$ 後に 提出 を あ が · 当該· つた場合に 「申告書」とあるのは、 「(法第七十二条の三十九第二項、 中 間 納 お 付 1 額 ては、 に係 る事 当該 」に改め、 業年度分 期 限  $\mathcal{O}$ 翌 日  $\mathcal{O}$ 事業税 第七十二条の四十一 カン ら当 第二十八条中「(第二十五 の法第七 該 請 求 書の 十二条の二十八の 提 出 第二項又は第七十 が あ つ た 条第一項 規定に 日 ま で

二条の四十一の二第二項の規定による決定により還付する場合においては、 当該中間納付額に係る事業年

度分の事 業税の法第七十二条の二十八の規定による申告書 の提 出期限 の翌日から当該決定が あ つた日まで

の期間を除く。)」と」を削り、同条に次の一項を加える。

5 前 項 に お 7 て準 用する る前 条第一 項 0 場合にお į١ て、 次 の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に

定める日数は、同項の期間に算入しない。

第 一項の規定による還付金 同 項に規定する中 間納付額に係る事業年度の法第七十二条 の二十八の

規定 に による 申 告 書 の提 出 期限 (そ  $\mathcal{O}$ 提 出 期限 後にその 中 間 納付 額 が 納 付された場合には、 その 納 付  $\mathcal{O}$ 

月)  $\mathcal{O}$ 翌 日 カン 5 同 項  $\mathcal{O}$ 決定  $\mathcal{O}$ 日 ま で 0 日 数

第二項  $\mathcal{O}$ 規定に よる還付 金 同 項に 規定する中間 1.納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八の

規定による 申告書 この提出 期限 (その提 出 期限後にその中 間 納付額 が 納付された場合には、 その 納 付 0

日  $\mathcal{O}$ 翌 日 か 5 次に掲げ げ る日 Oうち 1 ず ħ カ 早 7 日 ま で  $\mathcal{O}$ 日数

1 第二 項  $\mathcal{O}$ 更 正 等  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 翌. 日 以後 月を経り 過する日 **当** 該更正等が次に掲げるものである場合には

、それぞれ次に定める日)

(1) 更正の請求に基づく更正 (当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若

は 裁決又は判決を含む。 (1)において同じ。) 当該 (請求 0 日 の 翌 日 以後三月を経 過す る日と

当該 請 求 に基づく更正  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 翌日 以 後 月を経 過する日との 7 ず れ か 早 7 日

(2)法第七十二条の三十九第二項、 第七十二条の四十一第二項 又は第七十二条  $\mathcal{O}$ 四十一 *Ø*) = -一第二項

 $\mathcal{O}$ 規定による決定に係る更正 (当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決

又は 判決を含み、 更正 一の請求に基づく更正 及び中間納 付額 の計算の基礎となつた事実 のうちに含

ま れ 7 *\* \ た無効な行為に ょ り生じた経済的 成果が その 行為 の無効であることに起因 L て失わ ħ た

こと若しくは当該 事 実のうちに含まれてい た取り消 しうべき行為が取り消されたこと又は第六条

の十五第二項各号に掲げる理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定  $\mathcal{O}$ 日

口 その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

第三十 ・七条の 五. の二第二項第三号中 「第五 十二条の十の十第三号」を 「第五· 十二条の十の 七第三号」に

改 め、 同 条第四 項第三号中 「第五十二条の十 -の十四 第三号」を 「第五十二条の十の十第三号」 に 改 める。

第三十七条の十六第一号中「、 第三十九条の二の四第一項」を「、 第三十九条の二の三第一項」に、

あ 号」に改め、 ん分して」を「按分して」に、「第三十九条の二の四第一項第一号」を「第三十九条の二の三第一項第 同条第二号中「第三十九条の二の四第一項第二号」を「第三十九条の二の三第一項第二号

」に改める。

第三十七条の十九から第三十八条の二までを削る。

第三十八条の三(見出しを含む。) 中「第七十三条の十四第八項」を「第七十三条の十四第六項」に改

め、同条を第三十八条とする。

め、

同条

第二号から第五号までの規定中

第三十 九条の 見出 し及び同 条第一号中 「第七十三条の十四第八項」を 「第七十三条の十四 第六項」 に改

「第七十三条の十四第十項」を

「第七十三条の十四

第

八項」

に改

め、 同条第六号中 「第七十三条の十四第十二項第一号」を「第七十三条の十四第九項第一号」に改める。

第三十九条の二の見出し中「第七十三条の十四第十項」を「第七十三条の十四第八項」 に改 め、 同 条第

項中 「第七十三条の十四第十項第二号」を 「第七十三条の十四第八項第二号」 に改め、 同 条 第二 項 中

第七 十三条の十四第十項第三号」を 「第七十三条の十四 第八項第三号」 に改め、 同条第三項中 「第七十三

の十四第十項第四号」を「第七十三条の十四第八項第四号」に改める。

条

第三十九条の二の二を削る。

第三十九条の二の三(見出しを含む。)中「第七十三条の十四第十二項」を「第七十三条の十四第九項

に改め、 同 条を第三十九条の二の二とし、 第三十九条の二の四を第三十九条の二の三とする。

第三十 九条の 四中「第三十八条の三」を「第三十八条」に改める。

第三十九条の五を削る。

第三十九条の六 (見出しを含む。) 中「第七十三条の二十七の六第一項」を「第七十三条の二十七の五

第一項」に改め、同条を第三十九条の五とする。

九条の七 (見出しを含む。)中「第七十三条の二十七の六第一項」を「第七十三条の二十七の五

第一項」に改め、同条を第三十九条の六とする。

第三十九条の七の二(見出しを含む。)中「第七十三条の二十七の七第一項」を「第七十三条の二十七

の六第一項」に改め、同条を第三十九条の七とする。

第三十九条の七の三を削る。

第四十八条の十二第二項中「充当をする日」の下に「(同日前に充当をするのに適することとなつた日

があるときは、その日)」を加える。

第四十八条の 十三第七項各号列記 以外の部分中 「をいう。 第十七項」 を「をいう。 以下この項」 に、

格 現 適 物物 格 出 現 資 物 を 出 [資] 1 う。 を 以下この 「又は 適 項」 <u>格</u> 現 に改 物 出 め、 資」 に、 又 は 適 適 格現 格 現 物 物 分配 出 資 をい 同 う。 法第二条第十二号 以 下この 項 反  $\mathcal{O}$ び 十 五 第十 に 七 · 規 項」 定 す を る適 適

格 現 物 分配 をいう。 以下この 項及び第十七項にお いて同じ。 \_ を削 り、 適 格 組織 再 編 成 を 適 格 合

併 等 に、 「分割法 人をいう。 以下この条」 を「分割法 人をいう。 以下この項」 に、 現物 出 資法 人

を 又 は 現 物 出 資法 人 に、 現 物 出 資法 人 をいう。 以下この 項及び 第十 Ė 項」 を 現 物 出 資 法 人 を いう

0 以下こ  $\mathcal{O}$ 項」 に 改 め、  $\neg$ 又 は 現 物 分配法· 人 (同法第二条第十二号 の六に 規定す る現物は 分配 法 人を う。

以下この項及び第十七項に お いて同じ。 \_ を削り り、 第十四 項、 第二十二項及び第二十六項」 を 「第十

号を削り 項、 第十九 り、 同 項及び第二十二項」に改 項 第三号中 「適格分社型分割 め、 同 法 項第一 人税: 号中 法第二条第十二号の 「第二十一 項」 を 十三に規定する適格 「第十八項」 に改め、 分社 型 同 一分割: 項 第二 を

1 を 一適 格 分割 又 は に 改 め、 又 は 適 格 現 物 分配」 を削 り、 適 格 分社型分割 等 を 適 格

分割等」 現物出資法人又は現物分配法人」 を 「又は現物出資法人」 に改め、 第十 七 項 か ら第十

及び 号 中 を適 に Ļ 格 格 部 九 十二条第 分社型 を 改 分割等」に、 分中 項まで及び第二十九項から第三十一 項を同 同 用 第二号中 項 同 「第二十三項第二号」を 適 を 条 して計算 一分割 格 同 第十 条第十項とし、 同 同項第 分割 · 条第 項 項第三号」 等」 E 兀 「適格分社型分割等」 一号中 等 十 二 項 した金額。 規定する国 「第二十五項第三号」 中 を に 項とし、 適 適 改 を 適 め、 同条第十二項を削 格 格 同 格 外 分割等」に、 第二十三項第一号にお 組 所 同 分社型分割等」 同条第十五 織 項第二号」に、 「第二十項第二号」に改め、 一号イ 得 再 金 編 を 額 中 成 を「第二十 項までを除き、 適 国 (同 項を削 を 第十項各号」 り、 令 外 格 を「適な 第 適格 所 分割等」 適 り、 得 百 同条第十三項中 į١ 合併 格 兀 金 7 十 二 分社 額 格分割等」 同 項第三号」 · 条第· 等 に改 又 「国外所得金額」 型分割 を 条 を削り、 は 十六 め、 *の* 二 個 に 同条第九項を削 「 第 別 改 · 項 中 に改り に改め、 等  $\mathcal{O}$ 玉 め、 九 同 「同項第三号」を 規 項 同号を同項第二号とし、 外 項 各号」 め、 第三 定 所 を 「第七 得 0) 「適 号中 という。 同 分割 適 金 同 に改め 額」 項第三号」 項 り、 用 項第二号中 格 を同 分割 が 前 「適 あ を 同条第十項各号列記以外の · 条第 年 · 等 \_ る場 格分社 同 法 又は同 内 同 を 合に 項 人 事 項第二号」 九 に 「適格 型分割 ·業年· 税 を同 改 項とし、 第 は 令第百 法 同条第八項第二 め、 度等」 施 分社型分割等 七 条第十 等」 同 行 項第二号」 同 に、 令 同 五. 条 項 十五条 · 条第· 第 を 第 を  $\mathcal{O}$ 項と 規定 削 百 一 号 「適 「適 兀 + n

格 の三十第一号に規定する個別国外所得金額 分割等」  $\mathcal{O}$ に改め、 項までに 項 カ 5 に、 第 おいて「分割法人等」という。 同項 + を同 九 「分割法 項 まで及び 条第十三項とし、 人、 現物 第二十 出資法人又は 九 頃か 同条第十七項中 ら第三十 (第二十三項第一号において「個別国外所得金額」という。) を 現物分配法人 「分割法人等」に改め、 一項までに 「適格 分割、 (次項、 お 1 7 適 第十 格 「適 現物出資又は 九項 同項を同条第十四項とし、 格 分割 及び第二十九項 等 という。 適 格現物 分配 か 5 第 を (以 下 同 三十 適 条

成」を 被 出 条第二十 第十八 資法 現 物 分配法-項中 人」を 「適格合併等」 項を同条第十七項とし、 「第三十 人をいう。 「又は -項」を 被 に改め、 現物 出資法 「第二十五項」に改め、 及び 同 人 項第二号を削り、 同条第二十 「分割 に改め、 前三年 一項を同条第十八項とし、 内 又 事 は 業年 同項第三号中 同項を同条第十五項とし、 被 - 度等 現物 文は」 分配法 「適格分社型分割等」 を削 人 (同 り、 同条第二十二項中 条第 同 項 十二号 同条第 を同 十九項 条第十六 の六の二に を 適 「適格 中 格 項とし、 分 組 規定する 織 被 割 等 現 再 編 同 物

に 改 め、 同号を同 項第二号とし、 同 項 を同条第十 九項とし、 同条第二十三項中 「第二十一項」 を 「第十八

項」 第二十二項」を「第十九項」に、 に改 め、 同 項 な同 条第二十項とし、 「同項第三号」を「同項第二号」に、 同条第二十 几 項 んを削 り、 同 条第二十五 「適格: 分社型分割等」 項各号列記以 外 を  $\mathcal{O}$ 部 「適格 分 中 分

割等」 改 め、 を に、 同項を同条第二十一項とし、 適 格合併等」 「第二十一項」を「第十八項」に改め、 に改め、 分割 同条第二十六項中 前 三年 内 事 同項各号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に 業年 「第二十二項」を - 度等」 を削 り、 「第十九項」に、 「前三項」 を 前二 適 項」 格 に 組 改 織 再編

成 同 項 んを同 条第二十二項とし、 同 条第二十七項を削 り、 同条第二十八項中 「第二十二項第三号」 を 「第十九

項第二号」に、 「第二十二項」 「適格分社型分割等」 を「適格分割等」に改め、 同項を同条第二十四項とし、同条第三十項を同 同項を同条第二十三項とし、 同条第二十 条第二十五

項とし、 同 条第三十一 項 中 「第二十二項」を 「第十. 九項」に、 「第二十一項」 を 「第十八項」 に改

同条第三十三項中「第二十一項」を「第十八項」に改め、 同項を同条第二十八項とする。

分割

前三

年

内

事

業年

度等又は」

を削

り、

同

項

を同条第二十六項とし、

同条第三十二項を同条第二十七

九

項中

を「第十九項」

に改め、

第四十 九条の二の二第一項第二号中 「第五十二条の十の三」 を 「第五· 十二条の十の二」 に改 かめる。

第五 十二条の二の二第二項第二号イ中 「農業近代 化 資 金 融 通 法 の 下 に (昭 和三十六年法 律 第二百二

号) \_ 同号卜中 を 加 「株式会社日本政策金融公庫法」の下に「(平成十九年法律第五十七号)」 え、 同号 ハ 中 「漁業近代化資 金 融 通 法  $\mathcal{O}$ 下に  $\neg$ (昭和四十四年法律第五十二号) 」 を加える。 を加え、

第五十二条の三(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第九項」を「第三百四十九条の三第十項」

に改める。

第五十二条の三の二(見出しを含む。) 中 「第三百四十九条の三第十項」を 「第三百四十九条の三第十

一項」に改める。

第五十二条の三の三(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第十一項」を「第三百四十九条の三第

十二項」に改める。

第五十二条の五 (見出しを含む。) 中「第三百四十九条の三第十二項」を「第三百四十九条の三第十三

項」に改める。

第五十二条の五の二(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第十三項」を「第三百四十九条の三第

十四項」に改める。

第五十二条の六 (見出しを含む。) 中 「第三百四十九条の三第十四項」を「第三百四十九条の三第十五

項」に改める。

第五十二条の八(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第十五項」を「第三百四十九条の三第十六

項」に改める。

第五十二条の九 (見出しを含む。) 中「第三百四十九条の三第十六項」 を「第三百四十九条の三第十七

項」に改める。

第五十二条の十(見出しを含む。) 中「第三百四十九条の三第十七項」を「第三百四十九条の三第十八

項」に改める。

第五十二条の十の二を削る。

第五十二条の十の三を第五十二条の十の二とする。

第五十二条の十の四を削る。

第五十二条の十の五を第五十二条の十の三とし、第五十二条の十の六を第五十二条の十の四とする。

第五十二条の十の七を削る。

第五十二条の十の八を第五十二条の十の五とする。

第五十二条の十の九 (見出しを含む。) 中「固定資産」 を「土地」に改め、 同条を第五十二条の十の六

とする。

第五十二条の十の十を第五十二条の十の七とし、 第五十二条の十の十一を第五十二条の十の八とする。

第五十二条の十の十二を削る。

第五十二条の 十の十三 (見出しを含む。) 中 「第三百四十九条の三第二十八項」を 「第三百四十九条の

三第二十七項」に改め、同条を第五十二条の十の九とする。

第五十二条の十の十四 (見出しを含む。) 中 「第三百四十九条の三第二十九項」を「第三百四十九条の

三第二十八項」に改め、同条を第五十二条の十の十とする。

第五十二条の十の十五及び第五十二条の十の十六を削る。

第 五. + 四条の三十二第一項第一号中 「第七十三条 の十四第八項」 を 「第七十三条の十四第六項」

本号」を「この号」に、 「本条」を「この条」に改め、 同項第二号中 「第七十三条の十四第 九項」 を 「 第

七十三条 の十四第七 項」に改め、 同項第三号中 「第七十三条の十四第十項第二号」を 「第七十三条の十四

第八項第二号」に、 「本条」 を 「この条」 に改め、 同条第二項第三号中 「第七十三条の十四 第 九 項」 を

第七 十三条の十 ·四第七 項」に、 「本号」を「この号」 に改め、 同条第四項第一号中「第七十三条の十四第

九項」を「第七十三条の十四第七項」に改める。

まで」 第四号とし、 二号中 の二十七の四第七項」を「第七十三条の二十七の四」に、 同 第五十四条の四十六第一項中「第七十三条の二十七の七第一項」を「第七十三条の二十七の六」 条第二項第二号中 を 「及び第五号」 (次号に掲げる土 同項第七号中 「又は法第七十三条の二十七の九の規定の適用が に改 地 「第七十三条の二十七の四第七項」 め、 の取得を除く。 同号を同項第三号とし、 を削 り、 同 同 同 項 項第三号を削 を 第五号を削 項」を「同条第 「第七十三条の二十七の四」 ある取得」を削 り、 り、 同 同 項」に改め、 項第四 項第六号中 号中 り、 同 「第七 カか に、 同号を同 条第六項第 5 十三条 に改め 第 「同項 七号 項

同 百三条 条第二 第 五. + 0) 一項中 - 六条の 四第三十項」 「第七 八十八の二第一 百三条の四第二十一項」を「第七百三条の四第十九項」に改め、 を「第七百三条の四第二十七項」 項 中 「第七 百三条  $\mathcal{O}$ 兀 第十二項」 に改める。 を 「第七 百三条の 匹 |第十一 同条第三項中 項」 に 改 「第七

を

同

条第

項」

に、

「本号」を

「この号」

に改め、

同号を

同

項第五号とする。

第 五. + 六条の八十九第一 項 中 「第七 百三条の四第十一 項第一号」 を 「第七百三条の四第十項第一 号」に

改める。

第五十七条の二中「第四十八条の十三第三十二項」を「第四十八条の十三第二十七項」に、「第十一項

から第十三項まで、 第十五項から第十七項までの規定及び第十九項」を「第十項、 第十一項、第十三項、

第十四項及び第十六項」に改める。

第五 + 八条中 「第十四 項」 を 「第十項」に、 「第七十三条の二十七 こ の 九 」 を 「第七十三条の二十七の六

に、 第八 条第五項」 を 「第八条第七項」 に改め る。

附則第四条の四の次に次の一条を加える。

附則第四条の五を附則第四条の六とし、

(寄 附 金税 額控除の対象となる寄附 金 の 特 例

第四 条  $\mathcal{O}$ 五 法 附 則 第 五条 の六第一 項 0) 規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第一項に規定

す んる同 項 各号 に掲げる寄 附 金の支出 に充てら れたものとして政令で定めるところにより計 算 L た 金 額 は

前 年 中 に寄附された租税特別措置法第四条の五第一 項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の

金 強に、 同年中に同項に規定する特定寄附信託 の信 託財産から支出した法第三十七条の二第一項各号に

掲 げげ Ź 寄 附 金  $\mathcal{O}$ 額 の合計は 額  $\mathcal{O}$ 同 年 中 · に 当: 該 信 託 財 産 か ら支出 した租 税 特別措 置 法第 兀 条の 五. 第二 項に規

定する 対 特 定 寄 附 金  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 に対す る割合を乗じて得 た金額 **当** 該 金 額 に 円 未満  $\mathcal{O}$ 端 数 が あ る

又は当該金額の全額が一円未満であるときは、 その端数金額又はその全額を切り捨てた金額) لح

2 法附 則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の七第一項に規定する同

項 各号に掲げ る寄 附 金  $\mathcal{O}$ 支出 に 充 てら れ た ものとして政令で定めるところに ょ ŋ 計 算 L た 金 額 は 前 年

中 - に寄 附され た 租 税 特 別 措 置 法 第 四 条  $\mathcal{O}$ 五. 第 項 0 規 定 の適 用を受け た同 項 に 規定す る利子 等の 金 額 に

同 年 中 に 同 項に規定する特定寄附信託 の信託財 産から支出した法第三百十四条の七第一 項各号に掲げ

る寄 附 金の 額 の合計額の 同年中に当該信 託財産か ら支出 した 租税特別措置法第四条  $\mathcal{O}$ 五第二 項に 規定す

る対象 特 定 寄 附 金  $\mathcal{O}$ 額 O合計な 額 に 対する 割 合を乗じて得 た 金 額 **当** 該 金額 に 円 未 満  $\mathcal{O}$ 端 数 が あ るとき

又 は 当 該 金 額  $\mathcal{O}$ 全 額 が 円未満 であるときは、 その 端数金 額 又は その全額 を 切り 捨 てた金 額)

附則第五条の三を削る。

附 ]則第] 五 条の四第三項中 「附則第五条の四第三項」 を 「附則第五条の三第三項」 に改め、 同条を附則第

五条の三とする。

附 則 第 五. 条  $\mathcal{O}$ 五  $\mathcal{O}$ 表第四 + 八 条  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 項、 第四 十八 条の + *の* 第 項  $\mathcal{O}$ 項、 第四 + · 八 条  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 六 第

項 の項、 第四十八条の十一の九第 項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項中 附 則第五 条 の 五

を 「附則第五条の四」に改め、 同条を附則第五条の四とする。

附則第六条を附則第五条の五とし、 同条の次に次の一条を加える。

(特定寄附信託に係る利子等の支払の事務)

第六条 法附 則 第八条の三の二の規定によりみなして適用する場合における法第二十四条第 八項に規定す

る利子等の支払の事務 (利子等の支払に関連する事務を含む。) で政令で定めるものは、 当該: 特定寄附

信託に関する事務とする。

附則第六条の二第三項中 「附則 第九条第十一項」 を「附則第九条第十項」 に改 らめる。

附 則第六条の 十六第 五項 を削 り、 同 [条第六] 項中 附 則第十 条第六項」 を 附 則 第十 条第五 項」 に 改 め

同 項を同り 条第五項とし、 同 条第七項中 「附則第十条第七 項」を 「附則第十条第六項」に改め、 同 項を同 条

第六項とする。

附則第七条第二項中 附 則第十一条第三項」 を 「附則第十一条第二項」 に改め、 同条第三項及び 第四項

中 附 則 第十一 条第四 項」 を 附 則 第十一 条第三 項」 に 改 め、 同条第一 五 項 から 第八項 ま いでを削 り、 同 条 第

九 項 中 附則第十一条第八項に」を 「附則第十一条第四 項に」に、 「及び第十一 項」を「及び第七 項」に

め、 三 条第 改 第二十 附 附 同 中 十 九 則第十 項 項 項」 同 則 附 でを同 条 第 中 九 項 第 同 項」 を を + 同 項 則 附則第 一条第 を同 同 項 第十 条第十二項とし、 八 項第一号中 附 条第 を 条第 項 までを削 条 則 条第 八項」 第十 十一 第 + 附 を 十三項とし、 + 崱 条第十二 り、 匹 項」 + 第 附 「第十一 条第 項」 + を 項とし、 則 を 第 同 「附則第 条第 項」 条第二十二項中 を 五. 同条第二十三項中 十 附 項」を 項」 同 附 を 条 同 則 五. 条第二十 に、 項」 第 条 第 + 則 附 第二十 + 第 匝 「第七項」に、 条第 則第 に改 項」 + 「第 应 条 第 条 匹 に 五. 項 十一条第六項」 + め、 \_ 中 第六 項 」 附則第 改 項」に改 八 項 附 中 項」 同 め、 を 項」 附 項 則第十一 + を同 附 則 に 同 「第六項」 「第十二項」 め、 第 改 に 則 項 条第十. 条第七 第 改 め、 を 十 に改 十 一 め、 同 条第二十項」 同 条第二十 項 条 同 **%第六項** に改 を同 条第二十三項」 九 め、 同 項とし、 項 を 項」 を 項 め、 を 同 同 条第五項とし、 「第八項」 を · 条第· · 項 6 同 項 を 条 を同 同 同 附 を 条第 + 第 項 附 条第 則第十一 + を 同 所 に改め、 を ]則第十 十二項 項とし、 項 同条第 条 (とし、 九項とし、 則第 第 附 同 + 条第九 則第十一 + 八項とし、 中 条 条第 第十 一条第 同 同 同 項 附 項第 条 中 条 項中 項」 同 + 第 第 則 条第 + 項」 第 附 匹 条第十三項 十 + 号 項」 に 同 六 五. + 則 附 条第 に 改 項 + 口 項 第 に 改め 条 則 中 め、 中 兀 カコ 十 改 + 第 第 5 項

に

改

め、

同項

を同

[条第十]

五項とし、

同条に次の

五.

項を加える。

法附則第十一条第十四項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものは、 農業近代化資金融通法第

二条第三項に規定する農業近代化資金で政府又は 都道 府県  $\mathcal{O}$ 利子 補 給に係るものとする。

17 法 附 則第十 条第 十四四 項 12 規 定す の急激業 近代 化 資 金で政会 令で定 め る t  $\mathcal{O}$ は 漁業 近 代化 資 金融 通 法 第

二条第 一項に 規 定す る漁 ※業近代: 化資 金で 政 府 又 は 都道 府県の 利 子 補 給 に 係るも のとす

18

法附

則第十

一条第十四

項に規定する農林

漁業経営の近代化又は

合

理化のため

0

共

同

利用に供す

る施設

で政令で定め るものは、 次  $\mathcal{O}$ 各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定め る施設とする。

法 附 則 第 + 条第十 匹 項  $\mathcal{O}$ 資 金 (次号及び第三号に定め る資 金を除く。) の貸! 付 けを受け Ć 、取得す

る場 合 農 業 協 同 組 合、 農業: 協 同 組合 連 合会、 農事 組 合法 人、 たばこ 耕作 組 合、 たばこ 耕 作 組 合 連 合

会、 森林 組合、 生産 森 林 1組合、 森林 組合連合会、 水産業協 同 組 合 又は事業協 同 組 合 事 業協 同 組 合に

あ つては、 木材に関する事業を行うものに限る。 が 、保管、 生産 又は 加 工  $\mathcal{O}$ 用に供 する家屋

株式会社 日 本 政 策 金 一融公庫 法 別 表第 第九 号 0 下 欄 に 掲 げ る資 金 叉 は沖縄 振 興 開 発 金 融 公庫 法第十

九 条 第 項 第四 号  $\mathcal{O}$ 資 金  $\mathcal{O}$ うち 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 法 施 行 令 第二条 第 五. 号若. < は 第 七 号に 掲 げ る

ŧ のの貸付けを受けて取得する場合 農業協同 同 組 合、 農業: 心協 同 組 合連合会、 水産業協 同 組合、 中小企

業等協同組合(企業組合を除く。)又は商工組合が保管若しくは加工又は共同計算センターの用に供

する家屋

 $\equiv$ 食品  $\mathcal{O}$ 製造過 程 一の管 理 の高 度化に関する臨時措置 法 平 -成十年 法律第五十九号) 第十条第一 項 への資

金又は 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公庫 法 第十九条第一 項第四1 号 の資 金のうち 沖 縄 振 興 開 発 金 融公庫 法 施 行令第

|条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する場合 農業協 同 組合、 農業協 同 組合連合会、 水産

業協 同 組合、 中小企業等協同 組合 (企業組合を除く。) 又は商工組合が製造又は 加 工の用に供 する家

屋

19

法 附 則第十 一条第十六項及び同 項の規定により読み替えて適用される法第七十三条 の十四第一 項に規

定する貸家住宅で政令で定めるものは、 次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

当該貸家住宅の居住 の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれ か で の 床 面積 (当該貸

家住 宅 にこ 共 同  $\mathcal{O}$ 用 に供 される部 分があるときは、 これを共用すべ き独 立的 に 区 画 さ れ た 各 部 分の 床 面

積  $\mathcal{O}$ 割 合に より当 該 共 同  $\mathcal{O}$ 用 に 供 され る部分  $\mathcal{O}$ 床 面 「積を配 分して、 それぞ れ その 各 部 分  $\mathcal{O}$ 床 面 積 に算

入するものとする。 次項において同じ。)が三十平方メートル以上二百四十平方メートル以下である

れ

か

に該当する建

築物

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

総務省令

で定め

る

建築物

であること。

当該貸家住宅が主要構造部を耐火構造とした建築物、 建築基準法第二条第九号の三イ又は 口 のいず

三 当該 貸家住宅 の 建築に 要する費用につい て、 政府 の補 助で総務省令で定め るも 0 又は サー Ľ ス付き

高 齢 者向け住宅 (高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成十三年法律第二十六号) 第七条第一 項

 $\mathcal{O}$ 登 録を受けた同 法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者 向 け住宅をいう。 次号にお į١ て 同

U

 $\mathcal{O}$ 整 備 に要する費用 に係 る地 方公共団 体 .の補 助を受けていること。

兀 当 該 貸家: 住宅に係る高 齢 者 0 居住 の安定確 保に関する法律第七条第二項 E 規定するサー ビス付き高

齢 者 向け住宅登録簿に記載されたサー ビス付き高齢者向け住宅の戸数が五戸以上であること。

法 附 則第十 一条第十六項 の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第 一項に規定する居

20

住  $\mathcal{O}$ 用 に供 するため に独 <u>\\</u> 的 に区 画 「 され た 0 部分で政令で定め る ŧ  $\mathcal{O}$ は、 当 該 貸 家住宅 の 居 住  $\mathcal{O}$ 用 に

供 いする ため に 独立 一的に区 一画され、 た一 の部分でその床面積が三十平方メートル以上二百四十平方メー  $\vdash$ ル

以下のものとする。

る。

附則第九条の二を削る。

附則第 九 条 の 三 0) 見 出 L 中 附 則 第十一 条 0 兀 第 五. 項」 を 「附則第十 条 O匹 第三 項」 に改 め、 同条第

項 中 附 則 第 + 条  $\mathcal{O}$ 兀 第五 項」 を「附 則 第十 条の 四第三 項」 に、 同 項 0) 表の上 一欄に掲げ げ る 計 画

を 「産業 活力の再生及び産業活動 0 革 新に関する特別措 置法 (平成十一 年法律第百三十一号)第三十九条

の 三 一第三 項 E 規 定す ^る認定・ 中 小 企 業 承 継 事 業 再 生 計 画 、以下この 条 に お 1 7 認定 計 画 という。)」に

同 項 に を 法 附 則第 + 条  $\mathcal{O}$ 兀 第三 項 に に 改 め、 (平成 + 年 法 律 第 百三十一号)」 を 削 り、

同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 撂 げ る認定」 を 認 定計 画  $\mathcal{O}$ 同 法第三十 ・九条の二第一 項又は第三十九条の三 一第 項  $\mathcal{O}$ 規 定

による認定」 に改め、 同項第五号中 「当該計 画 を 当 該 認定 計 画 に改め、 同条第二 項中 附 :則第-+

条  $\mathcal{O}$ 兀 第 五. 項 を 附 則第 + 条  $\mathcal{O}$ 兀 第三項」 に、 同 項 O表 0 上 欄 に 掲 げ る計 画 を 「認定: 計 画 に改

め、 同 条 を附 則 第 九 条 の二とし、 同 条  $\mathcal{O}$ 次 (C 次  $\mathcal{O}$ 条を. 加 える。

(法附則第十一条の四第五項の貸家住宅等)

第九条の三 兀 第一 項に規定す 法附則第十一条の四第五項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十 る貸家住宅で政令で定め るも 0 は、 附則第七条第十九項に規定する貸家住宅とする。

2 る 居 法 住 附 則  $\mathcal{O}$ 第 用 に + 供する 条  $\mathcal{O}$ ため 兀 第 に 五. 項 独立的に区画された一  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ り読 み替 「えて適「 の部分で政令で定めるも 用 され る法第七 十三条 0) は、 の二十 附 則 第七 匹 第 条第二 項 (Z 規 %定す · 項 に

附 則第 + 条第二項第二号中 「若しくは」を「及び」に、 「地域又は鉄道の貨物駅  $\mathcal{O}$ 周 辺 O地域 のうち

規定す

る一

の部

分とする。

を

地

域

 $\mathcal{O}$ 

うち」

に改

め、

同

条中

· 第 四

項

及

び

第

五.

項

を削

り、

第六

項

を第四

項とし、

第七

項

を第

五.

項と

改 Ļ め、 第 同 八 項 項を同条第六項とし、 か 5 第十 項 ŧ で を 削 同条第十二項中 り、 同 条第 + 項 附 中 則第十 附 則 五条第八項」 第 + 五 条第 八 を 項」 附 を 則 第十 附 則 五. 第 条第 + 五 五. 条 第 項」 五. に 項」 改 に 8

とし、 「助 同 成 条第十三項 金 の 下 に 中 「その他これに類するものとし 附 三則第十三 五. 条第. 九 項」 を 附 て総務省令で定めるもの」 ]則第: + 五. 条第六項」 に改 め、 を加え、 同 項 同項、 を同 を同 条 第 八 条第七 、項とし 項

同 条第 十 应 項 中 附 則 第  $\dot{+}$ 五. 条 第 九 項」 を 附 則 第十 五. 条 第六 項」 に 改 め、 同 項 を 同 条第 九 項 同

条第十五 項中 附 則第十五 条第九項」 を 「附則第 十五条第六項」 に改め、 同項を同 条第十項とし、 同 1条第

改 び 則 五. 七 十 8 十 九 八 十六項中 第  $\mathcal{O}$ 五. め、 第二 これ 条第 項 項 項 項 中 中 中 中 + 設 条 第 五 条 備 同 12 + 附則第 + 項 第二 附 附 附 附 条第二十 に <del>--</del> 「附則第十五条第十項」 を同 項に あ 九 帯 則 則 則 項」 項 つて す 第 第 第 各号に る設 十五 条第十五項とし、 規定する設 + + 十 を は、 項」 五 五条第 五. 一条 第· 条第十一 備 条第十三 附 三百 撂 を 十二 則 げ を + 第十五 匝 備で政令で定めるもの」 附 万 る 「高 円 設 項 項 項 項に規定する高度テレ 則 備」 第 以 度 テ を + 上 を を 条第十三 を 同条第二十 に、 レ  $\mathcal{O}$ 五. 「附則: 「附則第十五条第七 設 附 ピ 附 条第 ジ 則 則 備 「高 項」 + 第 第 第十五 日 \_ 一項かれ 度テ ン 十 五 几 十 放送 に 項」 を 五. 一条第八 削 改 レ 条 条 に、 り、 ビジ 第十 め、 ビジ 施 第 に ら第二十三 設 改 九 項」 」 項 」 項 め、 同 整 項」 日 日 「放送番 項 ン放送施 備 ン に改 を 台又は」 放 に に に改め、 同 促 送 同 項までを削 改 進 改 項 を め、 条第十六 施 臨 組 め、 め、 同 設 時  $\mathcal{O}$ 設で政令で定めるも 及 び 条第 措 整 制 同 同 同項を同条第十一 同 作に 項 項 項 備 置 項とし、 り、 を同 を同 を同 + 法 促 七 必 進 (同 平 項 要な設 条 条第. 同 臨 条第十二項とし、 んとし、 条第 第十 項に 成 時 十 + 同 措 規定す 二十四四  $\stackrel{\cdot}{=}$ 条 置 備 兀 <u>の</u> 項 同 第二十 年 並 項とし、 法 項とし、 くとし、 法 び 条 ,る充電、 を 第 項 を 律 12 五 中 第六 無 <u>二</u> 十 同同 州 線 項 同 同 同 同 六 中 するた 条第十 附 十三号 法 設 則 条 条 条 第十 項 則 備 第 第二 第 附 中 に 第 及 + +

附

則第

十五条第二十項」

を

附

則第十五条第十四

項

に改

め、

同

項を同条第十八項とし、

同条第二十七

条第四· 項中 第二十 Ļ 十九項とし、 則第十五条第二十八項」を 条第二十 条第二十三項とし、 Ļ 十八項中 項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十四項」に改め、 同 二項とし、 項 がを同 同 同 附 条 + 条 九 · 八 項 」 項中 第四 項中 則第十五条第二十九項」を 条第二十四 第三十 「附則第十五条第二十項」を 同条第三十一項中 同条第四十二項中 + · 項 中 附 を 附 項 則 則第十五 附 中 項とし、 第十五条第二十三項」 同条第三十二項中 附 則第十五条第二十項」 附 則 条第三十項」 則 第十五条第二十三項」 「附則第十五条第二十項」に改め、 第十五: · 阿 同条第三十三項 「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、 則第十五条第二十三項」を「附則第 条第三十 「附則第十五条第二十一項」に改め、 「附則第十五条第十四項」に改め、 「附則第十五条第二十四 を を · 項 」 附 に改 から第三十六項までを削 附 :則第十五条第二十二項」 を を め、 則 第十五条第十六項」 附 附 同 同項を同り 則 則第十五条第十 第十五条第二十二項」 [項] 同項を同条第二十六項とし、 条第二十五項とし、 を り、 十五条第十六項」 同項を同条第十九項とし、 「附則第十五条第十七 に -六項」 に 改 改 同項を同条第二十七項とし、 同条第三十 同項を同条第二十項とし、 め、 め、 に 改 に改 同 同 項 同 め、 項 め、 を同条第二十八項と 条第三十 七 を同条第二十一 項中 に改め、 同 項 同 項 項 同条第三十九 を 附 を同 八 同 同条第二 に改 条第一 項 則 同 中 第 項 条 十五 を同 項と 同 第二 二 十 附 定定 同 条

第五 第十 項を同 業 項 匹 ょ 火 Ļ 五.  $\emptyset$ 中 + 附 条第三十三項」を り 建 るものは、」 (当 六 ・四項とし、 取 築 則第 五 同 得 附 条 条 項 物 該 十五 項 中 第二十八項」 第三十 第 中 L 認 則 建 た 定 第 匝 条 事 附 + 築 十 附 を加 業の 五. 同 七 基 五項とし、 則 第三十四 の下に · 条第 項 第 準 則第十五条第四十 条 第 え、 中 施 + 法 附 に、 四十 第 兀 五. 行される土 都 附 7 項」 則第 条 同 項 条第九号 市 項」 八項中 第三十 同 則 「第十三項」 を同 第 を 条第四十 十五条第二十四 再生特別措置法 を + 附 地 五. 五 条第三十項とし、 「附則第 · 項 」 則 0 附 条第三十 項」  $\mathcal{O}$ 第十 一に 九項を削 区 則 を 域内 を を 第 規 + 十五条第三十六項」 五. 「附則第十五条第二十九項」 - 六項」 に地上は 五 第 附 条第二十五 項」に改 定す (平成十四年法律第二十二号) 第二十五条に規定する認定事 条第一 り、 則 八 項」 第 る 階数十二 同 を 同 <u>二</u> 十 + 耐 条第五· め、 条 に 五. 火 附 条 建築物 改 項」 九 第 項」 め 則 第二十六項」 同 兀 以上又は 十三 + 第 に 項を同 を 改 に 項 + を 同 中 項 項 め、 改 五. 附 1 を削 う。 延べ め、 を 条第二十七 条第三十一 附 ]則第. 同 同 ŋ に改め、 則 に 項 同 条第三十六項とし、 面 を同り 改 が 項 積 第十五条第三十八 十五条第二十七 を め、 整 が 同 項」 同 条第三十二項とし、 項とし、 条 備 五 第四 万平方 同項を同 同 され 条第三十 に 項 改 を + る ダー 同 同 ŧ め、 几 項」 条第 七 条 条第三十八項と  $\mathcal{O}$ 項 項」 項 同 同 第三十三 中 に 1 とし、 に 条 ル 項 匹 限 州 第 を を 改 + 以 る。 £ め、 同 五. 五 同 則 項 附 同 + 条 条 項 第 0) 第 同 第 中 + に 耐 条 則

同条第五十三項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、 同項を同条第

三十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

40 法 附 則第十五 条第三十三項 に規 定する設備 で政令で定めるものは、 電気通信基盤 充実臨 時措 置 法 平

成三年 法律第二十七号) 第二条第一 項第四号に掲げる設備 (これと同 時 に設置する 同 項第 号に 掲 げる

設備を含む。) のうち総務省令で定めるもので、 同法第五条第三項に規定する認定計画に従 つて実施 す

る同 ·法第二条第二 項に規定する高度通信施設整備 事業により新設したものであることについて総務大臣

の証明を受けたものとする。

附 ]則第 + 条第 五 + 兀 項 中 附 則第十五条第四十六項」 を「附則第十五条第三十五項」 に、 「第十五項

を 「第十項」に改め、 同 項を同条第四十一項とし、 同条に次の三項を加える。

42 法 附 則第十五条第三十六項に規定する基準適 合表示車のうち政令で定めるものは、 同項に規定する基

準 適 合 表示 車 のうち、 その 原動 機  $\mathcal{O}$ 定格 出 力が 十九 丰 口 ワ ツ ・ト以上 五. 十六キ 口 ワ ツ F 未満 であるも のと

する。

43 法附 則第十五条第三十七項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、 港湾法第二条第二 一項に規

定する国際拠点港湾のうち、 当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であ

ることその 他 の総務省令で定める要件に該当する港湾で、 総務大臣が指定するものとする。

44 法附 則第十五条第三十七 項に規定する港湾施 設  $\mathcal{O}$ 用 に供 する家屋及び )償却; 資 (産で政令で定めるも のは

港湾 法第二 条第五 項に規定す る港湾施設 で総務省令で定め る要件に該当するもの  $\mathcal{O}$ 用に 供 する家屋及

び 償却資産のうち、 コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産 で次に掲げるも 0

以外のものとする。

一 事務所の用に供する家屋及び償却資産

二 宿舎の用に供する家屋及び償却資産

三 休憩施設の用に供する家屋及び償却資産

附 [則第十二条第一項第七号中 「高 B 齢者向 る |け優良賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け住宅」に、

平成十三年法律第二十六号) 第三十四条」 を 「第七 条第 項  $\mathcal{O}$ 登録を受けた同 法 第 五. 条 第 項」 に改め、

次号」 の 下 に 「及び第二十一項」 を加え、 「三十五平方メー 1 ル を 「三十平方メー 1 ル に 改 め、 同

項第八号中 「高齢者向け優良賃貸住宅」を 「サービス付き高齢者向け住宅」に、「三十五平方メート ル

三号中 を「三十平方メートル」に改め、 条第一 第三十条第二 項の規定による」 項」 を を 「サー、 「第七条第二項」に、 同条第二十一項第二号中「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四十 ビス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る」に改め、 「供 給 計 画 を 「サ ビス付き高 齢 者向 け 住 宅 登 同項第 録 簿

に、

賃貸住宅」

を

ーサ

ビス付き高齢

者向け

住宅」

に

改め

る。

及び前項において準用する場合を含む。)」 項とし、 条第十二項中 第六項」 附則第十二条の二第三項中「、 (昭和二十二年法律第百十八号) 」 同条第十四 を 附 「附則第十六条の二第六項」を 則第十六条の二第三項」 項及び第十五項を削り、 第九項及び第十三項」 を加え、 に、 を削り、 同条第十六項中 「附則第十六条の二第三項」に改め、 同 同 項 を同 条第六項」 「から第七項まで」 を削り、 条第六項とし、 を 第九項及び第十三項」及び 同条第六項から第十一項までを削り、 同 条第三項」 同 を「から第三項まで」 条第十三項中 に改 「災害救助法」 め、 附 同 項 則 を同 第十六条 (第十一項 に改め、 の 下 に 条 第七 同  $\mathcal{O}$ 

同 頂を同 条第: 八項とし、 同 条第十七項を同条第九項とする。

附 則第 十五 条 の 二 一第二項· 中 「第 五. 十二条の十の三」 を「第五十二条の十の二」 に改める。

附則第十六条の二の八第五項を削る。

附則第十六条の二の十中 「から第五項まで」を「から第四項まで」に改め、 同条の表法附則第三十三条

第五項の項を削る。

附 則第 十 凣 条 の四 第六項中 第四 項」 を 第五 項 に、 前 項」 を 第六項」 に改め、 同項を同 条

第 八項とし、 同 条第 五. 一項を同 条第六項とし、 同 項 0 次に次 の <u>一</u> 項を加える。

租 税 特別措置法施行令第二十五条の十の二第二十三項第三号の規定の適用がある場合における同号に

口座に係る特定株式等譲渡所得金額

に係る所得の

金額に

ついて

7

規定す

る当該割当株式を受け入れた特定

は、 法 第三百· 十三条第十 兀 1項及び 第十一 五. 項  $\mathcal{O}$ 規定 は、 適 用 L な \ \ \ こ の 場合に おけ る 法 附 則 第三 一十五 条

の 二 第 六項  $\mathcal{O}$ 規定 0 適用 に つい て は、 同 <u>項</u>中 「第三百十三条第十 五. 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に より 同 条第 + 兀 項」 とあ

るのは、 地 方税 法施行令 (昭 和 二十五年政令第二百四十五号) 附則第-十八条の四第 七項 の規定によ り

第三百十三条第十四項」とする。

附 則第 十八 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 匹 項 を同条第 五項とし、 同条第三 項中 前 項」 を 「第二項」に、 第六項」 を

0 第 八 項」 に、 及び第六項」 を 「及び第八項」 に改め、 同 項を同り 条第四項とし、 同 条第二 一項の 次に次

の一項を加える。

租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二十三項第三号の規定の適用がある場合における同号に

規定す る当該割当株式を受け入れた特定 口座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の 金額に ついて

は、 法第三十二条第十四 項及び第十五 項  $\mathcal{O}$ 規定 は、 適用 L な V ) この 場 一合に おけ る法 例則: 第三十 五. 条  $\mathcal{O}$ 

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定の 適用 につ いては、 同項中 「第三十二条第十五項の 規定により 同 条第 十四四 項」 とあ るの

は、 地地 方税法施行令 (昭和二十五年政令第二百四十五号) 附則第 十八条の四 第三項の規定により第三

十二条第十四項」とする。

附 ]則第 十八 条 0 五第二十二項第三号及び第二十四項第三号、 第十八条の六第三十一項第三号並 び に第十

八 条の七 の 二 第 十五 項第三号中 カ ら第八項まで」を「及び第七項」に、 「及び第七百六条の二」 を 並

びに第七百六条の二第一項」に改める。

附則第二十二条第一項中 「附則第十一条第五十項」 を 「附則第十一条第三十六項」に改め、 同条第二項

中 附 則第十一条第十三項」 を 「附則第十一 条第 八項」 に改める。

附 則第二十三条第 項中 附 則 第七 条第七 項第三号」 を削 り、 附 I 則 第 十 条 第· + 項第三号、 第十三

項、 第三十四項第三号及び第五十項」を「附則第十一条第八項及び第三十六項」 に改め、 同条中 第七 頃を

第 八項とし、 第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、 同 条第二項 の表中 「附則第四 十 一 条第十一 項

を 附 則 第四 + \_\_\_ 条第四 項」 に改 め、 同 項 を 同 条第三項とし、 同 条第 \_\_\_ 項  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 える。

2 法 附 則 第 兀 + 条第 匝 項 E · 規 定 す る政 令 で定 8 る法 人は、 同 項 に 規 定 す る移 行 般 社 寸 法 人等 のうち

平 成二十年十二月一 日 前 に 所得 税 法 施 行令第七十三条第一 項に規 定す る承 認を受け た法 人とする。

地 方 税 法施行令及び 国 税 収 納 金整理資金 に関する法律施行令  $\mathcal{O}$ 部 を改一 正する政令  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第二 条 地 方 税 法 施 行 令 · 及び 玉 税 収 納 金 整 理 資 金 に 関 はする法律 律 施 行令  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 部を改 正する政 令 (平成二十二年

政 令 第 匹 + 立 号) 0 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように 改 正 す Ź。

第 条 のうち 地 方 税 法 施 行 令第七条第七 号  $\mathcal{O}$ 改 正 規定中 「第七条の 十五の十 第六号」 を 「第七 之 条 の 十

五の八第六号」に改める。

附 則 第 条第 四号 中 並 びに同り 令 附則第十八条の六の 次に一条を加える改正規定」 を削 り、 同 | 号 Ď 次に

次の一号を加える。

兀 第 条中 ·地方税: 法施行令附則第十八条の六の 次に一 条を加える改正規定 平成二十七年一 月

(国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正)

第三条 玉 有資 夏産等所· 在 市 町 '村交付。 金法施行 令 (昭和三十一年政令第百七号) の 一 部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える。

岩国飛行場

山口県岩国市

附則

(施行期日)

条 ک 0) 政 令 は、 公布  $\mathcal{O}$ 日 から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め る日 か 5

施行する。

第

第 条中 地方税法 施行令第九条の二、 第九条の五、 第九条の九の二第一項、 第九条の九 の四 第 項、

第二十八条第 一項、 第二十 九条及び第四十八条の十二第二項 (の改正! 規定並 びに 同 令 附 ]則第 兀 条 O五. を同

令 附 則 第四 条 の六とし、 同 令 附 則 第四 条  $\mathcal{O}$ 兀 0 次に 条を加 える改 Ē 規定 及 CK 同 令 附 則第 十八 条  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 

改 正 規 定 並  $\mathcal{U}$ に 次条、 附 則 第三条 水第二項 1 及 び 第 五. 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定 平 -成二十 匹 年 月 日

第 条中 ・地方税法施行令第五十六条の八十八の二及び第五 十六条の八十九第 項  $\mathcal{O}$ 改正 規定並 立びに同

令 則第十八条の五、 第十八条の六第三十一項第三号及び第十八条の七の二第十五項第三号の改正規定

並びに附則第九条の規定 平成二十五年四月一日

三 第 条中 地 方 税 法 施 行 令 第 八 条 O九 第 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 (「第六十 八 条  $\mathcal{O}$  $\dot{+}$ 匹 第 五. 項」 0 下 に 第六

+ 凣 条  $\mathcal{O}$ + 五. 第 五. 項」 を 加 える 部 分に限り る。 同 条 第 二項 第 号  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 第 匹 十二 条 0 + 第 五.

項」 0) 下に 第四十二条の十一 第五項」 を加える部分及び 「第六十八条の十 ·四 第 五. 項」 の 下 に 第

六十八名 条の十一 五. 第五 項」 を加える部分に限 る。)、 同 令第八条の十第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 改 正 規 定 (「第 匹 一十二条  $\mathcal{O}$ 

+ · 第 五. 項」 0) 下 12 第 匹 一十二条  $\bigcirc$ + 第 五 項」 を 加 え る部 分に 限 る。 同 令第 <u>二</u> 十 匝 条  $\mathcal{O}$ 六 第 項

 $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 (「第六十 八 条  $\mathcal{O}$ + 兀 第 五. 項」  $\mathcal{O}$ 下に 第六 + 凣 条  $\bigcirc$ + 五. 第 五 項」 を 加 える 部 分に 限 る。

同 条第二 項 第一 号 の 改 近規定 (「第四十二条 の 十 第 五. 項」 の 下 に  $\overline{\ }$ 第 四 一十二条 が か 十 第五 項」を

加 える部分及び 「第六十八条の十 应 第 五. 項」 の 下 に 第六十八条 (T) 十五 第 五. 項」 を 加 える 部分に 限 る

及 び 同 令 第二十 兀 条  $\mathcal{O}$ 七 第 項  $\mathcal{O}$ 改 Ē 規 定 「第四 十二条の + 第 五. 項」  $\mathcal{O}$ 下 に 第 兀 十 二 条 の 十

第 五. 項」 を 加 える 部 分 に 限 る。 総 合 特 别 区 域 法 平 成二十三年 法 律 第 八 + 号)  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日

兀 第 条中 地方税法施行令附則第十一条第五十三項を同条第三十九項とし、 同 項の次に一 項を加える改

正 規定 (同条第五十三項を同条第三十九項とする部分を徐く。 電気通信基盤充実臨時措置法の一 部

を改正する法律 (平成二十三年法律第五十九号) の施 行 の 目

五. 第 条中 地 方税: 法 施 行令附則第十一条第四 十 二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 改 Ī 規 定 (「附則第十五条第三十一項」 を 附 則

第十五条第二十三項」 に改 める部分及び 同 項を同り 条第三十項とする部分を除く。 及び附記 則第六 条第二

項 の規定 都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十四号)の施 行  $\mathcal{O}$ H

六 第一 条中 ・地方税法施行令附則第七条に五項を加える改正規定 (同条第十九項及び第二十項に係る部分

に 限る。 同 令 ·附則第· 九 条 の三を同 令 附 ]則第: 九条の二とし、 同 条 の次に一 条を加え え る改改 正 規 定 同 令

附 則第 九条の三を 同 令附 則第九条の二とする部分を除く。 及び 同 令 ·附則第· 十二条  $\mathcal{O}$ 改正 規 定 並 びに 附

則第六条第三項  $\mathcal{O}$ 規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一 部を改正する法律 (平成二十三年

法律第三十二号) の施行の 日

七 第一 条中 地 方税 法 施 行 令 附則第十一条に三項を加える改 Ē 規定 (同条第四十二項に係る部分を除く。

港 湾法 及 び 特 定 外貿 埠 頭 の管 理 運営 に 関する法律の一 部を改正する法律 (平成二十三年法律第九号

附則第一 条第二号に掲げる規定の施行  $\mathcal{O}$ 日

(更正又は決定による中間納付額又は利子割額控除等不足額の還付に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令 ( 以 下 「新令」という。) 第九条の五 (新令第四十八

条  $\mathcal{O}$ 第一 項に おい て準用する場合を含む。)、 第九 条 が九 の四及び第二十九 条の 規定は、 平 成二十四

年 · 月 一 日 以後に支払決定又は充当をするこれらの 規定による還付金に加算すべ き金額につい · て 適 用 する

ただし、 当該加算すべき金額の全部又は一部で、 同日前の期間に対応するものの計算については、 なお

従前の例による。

2 平 ·成二十三年十二月三十一 日以前に支払決定又は充当をした第一条の規定に よる改一 正 前  $\mathcal{O}$ 地 方税 法施 行

(以 下 「旧令」という。) 第九条 の五 (旧令第四 十八 条の十二第一 項に お **,** \ 7 準 用す る場合を含む。

第九条の九の四及び第二十九条の規定による還付金に加算すべき金額については、 なお従前の例による。

(道府県民税の経過措置)

第三条 現 下 . О 厳 L *(* ) 経 済状 い況及び一 雇 用情勢に対応 して税 制 の整 備を図 るための地方税法等の一 部を改正す

る法 律 平 成二十三年 法律第八十三号。 以下 「改正法」 という。) 第 条の 規定による 改 正 後  $\mathcal{O}$ 地 方 税法

( 以 下 「新法」という。)第三十七条の二第一項第四号の規定による条例の定めは、 平成二十四年一 月一

日前においても、同条第三項の例により、行うことができる。

2 新令 附 則第十八条  $\mathcal{O}$ 四第三 項の規定は、 平成二十 应 年 - 度以後 の年度分の 個 人の道府県民税につい て適用

平 成 二十三年 度 分 ま で  $\mathcal{O}$ 個 人 O道 府県民 税 に つ 7 7 は、 な お従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 旧令第三十九 条の二の二の規定は、 改正法附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することと

され る改改 正法第 一条の 規定による改正 前  $\mathcal{O}$ 地 方税法 ( 以 下 旧 法」という。) 第七十三条の十 匹 第十 一項

に 規 定 す る貸付け (当該 貸 付 け  $\mathcal{O}$ 申 込 みの 受 理 が 0) 政 令  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 ( 以 下 施施 行日」 という。 前 であ

る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 に係 る不 動 産  $\mathcal{O}$ 取 得 が平 -成二十 五 年三月三十一 日 ま でに行わ れたときに 限 り、 当 該 不

動

産  $\mathcal{O}$ 取得に対して課すべき不 動産取得税につい ては、 なおその効力を有する。

2 旧 令 附 則第七 条第五 項の 規定は、 改正法 附 則第四条第三項  $\mathcal{O}$ 規定により んなお 効力を有することとされ る

旧 法 附 則 第十 条 第 五. 項 E 規 定す ^る家| 屋  $\mathcal{O}$ 取 得 が 施 行 日 か ら平 -成二十 五 年三月三十一 日 まで  $\mathcal{O}$ 間 に 行 わ れ

たときに 限 り、 当該 家 屋  $\mathcal{O}$ 取 得に 対して 課 すべ き不 動 産 取得税については、 なおその 効力を有する。

(市町村民税の経過措置)

第五条 新法第三百十四条の七第一項第四号の規定による条例の定めは、 平成二十四年一月一日前に お *\* \ 7

も、同条第三項の例により、行うことができる。

2 新 令 附 則 第 + 八 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 七 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 平 成二十 匹 年 - 度以 後  $\mathcal{O}$ 年度分  $\mathcal{O}$ 個 人の 市 町 村 民 税 に つ V) て適 用

平成二十三 年 -度分: ま で  $\mathcal{O}$ 個 人 (D) 市 町 村 民 税に 0 1 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 によ る。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第六条 新 令附 則 第十一 条第二 項第二号 O規 定 は、 施 行 日 の翌日 以後に新設され、 又は 増 設される同号に規

定する倉 庫 に 対 して 課すべ き平 成 <u>一</u>十 匝 年 度 以 後  $\mathcal{O}$ 年 度 分  $\mathcal{O}$ 古 定資 産 税 及 び都 市 計 画 税 に 0 *\* \ て適 用

施 行 日 以 前 に 新 設され、 又 は 増 設され た旧 令 附則 第 +条第 |項第| 二号に 規定す ^る倉: 庫 に 対対 L て 課 する固

定資 産 税 及 び 都 市 計 画 税 に つ いて は、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に による。

2 附 則 第 条第 五号に掲げ る規定による改 Ē 後の 地 方税 法施 行 令附 則第十一条第三十項 (T) 規定 は、 同号に

定 め る 日 以 後 に 新 た に 取 得 され る 同 項 K 規定する家 屋 又 は 償 却 資 産 に 対 l て課すべ き平 成二十 匹 年 度以: 後

 $\mathcal{O}$ 年 度 分  $\mathcal{O}$ 固 定 資 産 税 及 び 都 市 計 画 税 12 0 7) て 適 用 し、 同 号 に 定  $\Diamond$ る 日  $\mathcal{O}$ 前 日 ま でに 新 たに 取 得 さ n た同

号に 掲げる規定による改正 前  $\mathcal{O}$ 地 方 7税法施 行令附則第十一 条第四十二項に規定する家屋 一又は償品 却 資 産に 対

て課する固定資産税及び都市計画税については、 なお従前の例による。

3 附則第一条第六号に掲げ る規定による改正 一後の地・ 方税法施行令附則第十二条第一項第七号及び第八号並

 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ る貸家住宅に対 に第二十一 項第二号及び第三号 して 、課すべ き平成二十  $\mathcal{O}$ 規 ·四年 定 は 度 附則 以後 第  $\mathcal{O}$ 年 一条第六号に定 度 分 0 固 [定資 産 め 税 る に 日 以後 つい 7 K 適用 新築され し、 る 同 号に. 同 項 定 に 8 規 定 る す 日

の前日までに新築された同号に掲げる規定による改 正 前の地 方税法施 行令附出 則第十二条第二十一項に規定

する貸家住宅に対して課する固定資産税については、 なお従前 の例による。

玉 有 資 産等 所 在 市 町 村 交付 1金法: 施 行 令 0 部改正 に 伴う経過 措 置

第七 条 第三条  $\mathcal{O}$ 規定に よる 改 Ē 後  $\mathcal{O}$ 玉 有資 産 等 所 在 市 町 村 交付 金法: 施 行令 0 規定は、 平成二十 四年 ·度以後

0 年 -度分 0 玉 |有資産 等 所 在 市町村交付金及び国有資産等所在 都道府県交付金 (以下この条にお いて 「交付

金 という。) について適用 し、平成二十三年度分までの交付金については、 なお従前 の例による。

(予算決算及び会計 令 及び 玉 税 収 納 金 整 理 資 金に 関 する法律 施 行令 0 適 用 に関 はする経過 過 措置

第八条 第百六十五号) <u>\pi</u> 成二十三年 附則第九条の二の規定の適用につい 度 カン ら平 成 <u>一</u> 十 五 年 度ま で  $\mathcal{O}$ 各 ては、 年 度 に 同条中 お け る予 「十三分の十一」 算 決算 及び 会 計令 とあるのは、 昭 和二十二 「九分の 年 勅

七」とする。

2 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令 (昭

和二十九年政令第五十一号) 第四条の二第六項の規定の 適用に ついては、 同項中 「十三分の二」 とあるの

は、「九分の二」とする。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第九条 租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令 (昭和六十

一年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 の五中 「第七百三条の 四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」 に改める。

## 理由

現下の厳 しい 経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律

市町村交付金の交付対象となる飛行場を追加する等の 必要があるからである。

の施行に伴

V )

不動

産取得税、

固定資産税等に係る課税の

特例

に

関する細目を定め

るほ

か、

国有資産等所在